平成２１年（フ）第３７２号
埼玉県加須市小野袋936―８　パークサイトＢ棟、開始決定時の住所茨城県古河市上砂井109番地５
破産者　菅谷　悦子
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５４号
茨城県結城市大字田間1272番地
破産者　有限会社真正建設
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３３８４号
横浜市神奈川区反町２丁目14番地１ながせビル404
破産者　鈴進工材株式会社
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３１号
富山市金泉寺400番１
破産者　松下電気設備株式会社
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５号
福井県敦賀市相生町４番４号
破産者　株式会社すぎはら
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２０１１号
京都府宇治市広野町寺山15番地
破産者　株式会社西政建設
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
兵庫県明石市和坂３丁目８番15号
破産者　有限会社山本産業
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
島根県松江市東津田町587番地
破産者　岡　　繁夫
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２５号
松江市西川津町2526番地２
破産者　野津　和彦
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２６号
松江市西川津町2526番地２
破産者　野津　栄子
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４６号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2751番地24
破産者　小原　信幸
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３１９０号
名古屋市中区錦１丁目８番49号　レキシントン・スクエア伏見603号、開始決定時の住所愛知県春日井市松新町５丁目3287番地１　メルベーユ205号
破産者　山本　佳敬
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８４号
愛知県春日井市上田楽町2704番地２
破産者　島田　博司
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４３１号
名古屋市中川区尾頭橋１丁目８番９号
破産者　中村　俊雄
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３８号
鹿児島県阿久根市赤瀬川3024番地４
破産者　中尾　八起
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
神奈川県横須賀市林２丁目13番３号
破産者　大谷　　洋
１　決定年月日　平成23年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４６号
岩手県遠野市小友町47地割60番地２
破産者　佐々木　忠
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３１号
宮城県多賀城市中央３丁目22番１―45号
破産者　星　　潤一
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５９５号
秋田市寺内蛭根２丁目15番10号
破産者　幅　　浩二
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９９号
秋田市将軍野東２丁目19番18号
破産者　佐藤　博之
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８号
山形県酒田市若竹町２丁目15番10号　セジュール若竹102号
破産者　和田　　仁
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部